

1回  
平成31年第 総会  
1月

## 白井市農業委員会会議録

平成31年1月8日 開会

平成31年1月8日 閉会

## 白 井 市 農 業 委 員 会 会 議 録

平成31年1月8日午後4時00分に白井市農業委員会を白井市役所に招集した。

出席委員は次のとおり

会 長	笠 井 行 雄
会長代理	中 村 教 雄
1 番	根 本 孝 一
2 番	岩 井 聡 明
3 番	芦 田 恵 子
4 番	今 井 幹 代
5 番	福 田 孝 一
6 番	内 藤 秀 樹
7 番	宇 賀 義 則

農地利用最適化推進委員の出席は次のとおり

1. 齋 藤 和 博
2. 秋 谷 茂 男
3. 川 上 洋
4. 押 田 勝 巳
5. 海 老 原 清
6. 山 崎 雅 巳
7. 伊 藤 治
8. 秋 本 善 久

本日の議案は下記のとおり

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について

議案第4号 平成30年度第9次農用地利用集積計画について

#### 報告・協議事項等

(1) 届出等事務局長専決決裁報告について

(2) その他

#### 1月の事前審査会、総会の日程について

- ・申請受付締め切り 1月25日金曜日
- ・事前審査会(案) 2月 1日金曜日  
第1班 午前9時から 本庁舎2階災害対策本部3
- ・総 会(案) 2月 7日木曜日  
午後4時00分から 本庁舎2階災害対策本部3

午後4時00分委員定数9名中9名出席したので議長が開会を宣言した。

笠井会長 それでは、皆さんおそろいということで、始めさせていただきます。

改めまして、明けましておめでとうございます。本日は新年早々の大変お忙しい中、平成31年1月定例総会に出席いただきまして、ありがとうございます。

昨年は、委員の皆さん方には現地調査、研修会への参加、農地パトロール等ご協力、いろいろありがとうございました。

ことしは、平成最後の年ということで、5月には平成から新しい元号になろうとしておりますので、ことしもまたいろいろとお願い事やご協力いただきたいこと多々あるかと思いますが、よろしく願いいたします。

毎日寒い日が続いておりますが、風邪等引かれないよう健康には十分気をつけていただきたいと思います。

最後に、ことし1年皆様方のご健勝とご多幸を心より祈念申し上げまして、一言新年のご挨拶といたします。

本年もよろしくお願いいいたします。

それでは、会議を始めさせていただきます。

本日の出席委員は9名により、白井市農業委員会会議規則第6条の規定により、出席委員が過半数に達したため、これより平成31年1月定例総会を開会します。

次に、本日の議事録署名人を指名します。

議事録署名者は、2番、岩井聡明委員、3番、芦田恵子委員を指名します。

説明及び記録を事務局でお願いします。

これより議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、高橋でございます。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。

下記のとおり、農地法施行令第1条第1項の規定による許可申請がありましたので提出いたします。

平成31年1月8日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

まず、1番の議案につきましては、土地所有者である〇〇〇〇さんが、本案件申請後に亡くなられましたので、義務者不在になることから、申請者の〇〇〇〇さんから申請の取り下げがありました。

本案件取り下げによりまして新規就農する〇〇〇〇さんの経営面積は、下限面積50アールを満たさなくなりますが、相続が終了した後に所定の手続をとるとのことでございます。

それでは、2番について説明いたしたいと思います。

2番、神々廻字河原子97番、外5筆。

地目、現況ともに田及び畑。

地積、6筆合計で3,443平方メートル。

権利者、白井市神々廻 番地、〇〇〇〇。

経営面積、53アール。

義務者、白井市神々廻 番地、〇〇〇〇、〇〇〇〇の相続人代表、〇〇〇〇。

持分は各2分の1になります。

賃貸借権の設定でございます。

以上です。

ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

笠井会長 ありがとうございます。

次に、先般行われました事前審査会の班長より、審査内容の報告をお願いします。

宇賀義則委員、お願いします。

宇賀義則委員

2班班長の宇賀です。

議案第1号2番について、3条申請にかかわる調査報告を行います。

資料は2番です。

当日は、権利者〇〇〇〇さんご本人、義務者、〇〇〇〇さんご本人が出席されました。

申請地は、市役所から北東に約2.1キロメートル、東に約2.1キロメートルと2.5キロメートルにそれぞれ位置しております。

申請地の現状ですが、全て申請地は作付されていませんが、1090番地はトラクターで整地されており、そのほか97、112、113、114番地は、背丈ほどの枯れ草におおわれ、1469番地4は、膝下ほどの草が生えていますが、除草後にトラクターにて整地すれば、すぐに使用できる状態です。

進入路については、土地改良区の管理道、市道により確保されています。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するかについて、報告いたします。

権利者の所有する主な農機具は、トラクター1台、耕運機2台、また貨物車は今後導入予定、そのほか近隣農家から農業機械を借りる予定で農機具はそろっています。

労働力は、世帯員4人のうちの本人1人。

年間従事日数は計画で260日、技術力もあります。

新規就農のため、現在所有する農地はありません。

また、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障はありません。

以上、全ての調査結果から、本案件は、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考え、許可相当と判断いたします。

笠井会長

ありがとうございます。

ただいま、事前審査会の班長より審査内容の報告がございましたが、地区担当の方で補足説明がございましたら、説明をお願いします。

最適化推進委員の齋藤和博委員をお願いします。

齋藤和博委員

推進委員の齋藤です。

今、班長のほうからお話ございましたけれども、〇〇君については、農業に平成19年から携わっているということで、ある程度の技術的なもの、今現在は〇〇〇〇生産部で働いているということです。

それについては、非常に問題ないのかなと思っております。

〇〇さんについては、さすがに92歳で高齢ということで、つくっていただけるならぜひ貸したいということです。

本人も承諾を得ております。

その面からすると、相当と思いますので、許可のほうをお願いしたいと思います。  
以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

事前審査会の報告及び地区担当員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をお願いします。

芦田委員。

芦田恵子委員 農業委員の芦田です。

一つお伺いしたいのですが、〇〇〇〇さんは〇〇で働いていたということは、主に  
お花とかそういうことだと思うのです、〇〇なので。

今回、この計画書を見ると、野菜の作付なのです。

それで、先ほど伺ったところによると、今、〇〇さんのところはすごく草ぼうぼう  
だということで、そこで野菜をつくるって、雑草にすごく大変だと思うのです、管理。

また、まして少量の面積でやるのならば、逆に、花のほうは反収も上がるし、いい  
んじゃないかなと思うのに、なぜ野菜になったのかなと思って、そういうことは聞か  
れましたでしょうか。

齋藤和博委員 推進委員の齋藤がお答えします。

野菜については、1-9のほうに書いてあると思うのですが、19年12月、22年の11  
月まで、有機無農薬栽培野菜観光農園をある程度栽培していたということです。

あと、田んぼも相当荒れているということですね。

そこにはヒマワリをつくって、油をとって販売するという、花自体を売るんじゃな  
くて種をとって、それで油として、それでよくよく草を幾らかずつ減らした中で野菜  
のほうに向けたたいというお話でした。

以上です。

芦田恵子委員 わかりました。ありがとうございます。

笠井会長 他にございますか。

押田委員。

押田勝巳委員 〇〇さんなのですけれども、全部合わせて5反以上あったのに、1件取り下げたの  
で面積的に、この〇〇さんから借りる3反4畝だけの面積になると思うのですけれど  
も。

笠井会長 では、その件について、事務局。

事務局 相続が終わり次第、すぐ申請するそうなので、下限に面積達していないのですけ  
れども、例外適用はその都度、協議していただくこととなっていますので、この場  
で判断いただきたいと思います。

将来的には160アールの経営面積計画になっております。

押田勝巳委員 親ですからね、亡くなったばかりで。  
事務局 自分で相続受けるか、どうなるかはわかりませんが、面積は確保できる  
と思います。

笠井会長 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

笠井会長 では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第1号  
農地法第3条の規定による許可申請について、2番、採決を行います。

許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

笠井会長 賛成全員です。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、2番、許可することに  
可決します。

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請についてを議題といたします。  
事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、高橋でございます。

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について。

下記のとおり、農地法第5条の規定による許可申請がありましたので提出いたし  
ます。

平成31年1月8日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

1番、根字上350番1、外1筆。

地目、現況とも畑。

地積、2筆合計で、4,775平方メートル。

権利者、富津市新富 番地、〇〇〇〇、代表取締役、〇〇〇〇。

義務者、白井市根 番地、〇〇〇〇。

申請事由、転用を伴う賃貸借権の設定（太陽光発電施設）。

2番、清戸字大崎143番1、外1筆。

地目、現況とも田。

地籍、2筆合計で1,792平方メートル。

権利者、柏市泉 番地、〇〇〇〇、代表取締役、〇〇〇〇。

義務者、白井市清戸 番地、〇〇〇〇。

申請事由、農地造成のための一時転用。

3番、清戸字大崎145番、外2筆。

地目、現況とも田。

地籍、3筆合計で3,072平方メートル。

権利者は2番と同じく、〇〇〇〇、代表取締役、〇〇〇〇。

義務者、白井市清戸 番地、〇〇〇〇。

申請事由、農地造成のための一時転用。

以上です。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

笠井会長

ありがとうございます。

次に、先般行われました事前審査会の班長より、審査内容の報告をお願いします。

宇賀義則委員、お願いします。

宇賀義則委員

2班班長の宇賀です。

議案第2号1番について、調査報告をいたします。

審査資料3番をごらんください。

当日の出席者は、権利者、〇〇〇〇、代表取締役 〇〇〇〇さんご本人と、〇〇〇〇の〇〇さん、〇〇さん、〇〇〇〇の〇〇さん、義務者、〇〇〇〇さんの代理で、〇〇〇〇の〇〇さんが出席されました。

まず立地基準ですが、申請地は、市役所から南西に約2.9キロメートルに位置しております。

市道に面しており、進入路は確保されております。

現地調査した結果、農地区分としては、第1種、第3種には該当しないため、第2種農地として判断いたしました。

転用目的ですが、現在、水産加工販売事業と自然エネルギー事業、特に太陽光発電施設事業を営んでおり、この事業を積極的に展開していますが、新たな用地候補として希望する発電容量を満たす当地を選定するに至りました。

また、当申請地は耕作後継者もおらず、放置されている状態でありました。

次に、一般基準ですが、本申請は太陽光発電施設事業用地ということですが、申請面積は5,643平方メートル、また、本申請農地以外の土地も合計した事業全体では、2万1,748.41平方メートルであり、事業計画との関係においては、面積妥当と思われます。

資金は自己資金と借入金で賄う計画で、許可後は速やかに事業に着手するものと思われれます。

周辺農地への支障ですが、隣接農地所有者お二人と、農薬散布等で太陽光施設に何らかの損害が生じても損害賠償等を行わない旨の覚書を交わしています。

また、申請地は、土地改良区ではありません。

以上のことから、立地基準、一般基準とも何ら問題ないものと思われれます。

以上です。

笠井会長

続いて、2番、3番。

宇賀義則委員 続きます、議案第2号2番、3番について、関連していますので一括して調査報告いたします。

資料は4番と5番です。

当日の出席者は、権利者、〇〇〇〇、代表取締役、〇〇〇〇さん、義務者、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、耕作予定者の〇〇〇〇さん、ほかに〇〇〇〇の〇〇さんが出席されました。

まず立地基準ですが、申請地は、市役所から東へ約2.7キロメートルに位置しております。

市道に面しており、進入路は確保されております。

現地調査した結果、農地区分としては、土地改良区内の農地でありますので、第1種農地として判断いたしました。

転用目的ですが、申請地は、耕地整備された水田で、去年までは稲作をしておりましたが、稲作用機械も老朽化してきて買いかえざるを得ない状況になっております。

そこで、盛り土をして畑として使用できれば、基本的にトラクターのみで作業が行うことができ、また、足腰への負担も水田よりも軽減できるということで、このたびの申請に至りました。

次に、一般基準ですが、本申請は農地造成のための一時転用ということで、申請面積はそれぞれ1,792平方メートルと3,072平方メートルであり、事業計画との関係においては、面積妥当と思われま。

資金は自己資金で賄う計画で、許可後は速やかに事業に着手するものと思われま。周辺農地への支障ですが、隣接説明で特に意見はないとのこと。

また、申請地は、印旛沼土地改良区です。

以上のことから、立地基準、一般基準とも何ら問題ないものと思われま。

笠井会長 ありがとうございます。

ただいま、事前審査会の班長より審査内容の報告がございましたが、地区担当の方で補足説明がございましたら、説明をお願いします。

1番について、最適化推進委員の伊藤 治委員、お願いします。

伊藤 治委員 推進委員、白井市地区担当の伊藤です。

班長の報告と重複するところがありますが、報告いたします。

義務者本人の〇〇〇〇さんからお話を伺いました。申請地は、30年ぐらい前から耕作されておらず、息子さんがいらっしゃいますが、農業に従事してはいないそうです。

今後も農地として管理できないと困っていたところに、知人の紹介で太陽光発電の話聞き、地つながりの土地と合わせて今回の契約に至ったということでした。

また、周辺農地の農薬散布等に対しては、損害賠償を行わない旨の覚書について

ですが、既に耕作者と事業所の間で交わされたそうです。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

2番、3番について、最適化推進委員の山崎雅巳委員、お願いします。

山崎雅巳委員 清戸地区担当推進委員、山崎です。

まず、〇〇〇〇さんについてですが、〇〇さんは、昨年までこの申請地は稲作をされていましたが、体力的に大変になってきたということと、所有する機械が老朽化してきたということで、今後は畑として使用したいとのことです。

次に、〇〇〇〇についてですが、今回の申請地では、みずから稲作はされていないとのことです。

〇〇さんから、農地造成をするというお話を聞き、後継者である息子さんが、会社を定年退職後は畑のほうをやる意向であることから、今回一緒に申請することに至ったということです。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

事前審査会の報告及び地区担当員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をお願いします。

事務局。

事務局 事務局、大野です。

数字の間違ひがありましたので、訂正願います。

2ページの1なのですけれども、根字上351番1、2,604平米になっておりますが、こちらは3,472平米、合計で5,643平米になりますので、訂正をお願いいたします。

以上でございます。

笠井会長 質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

笠井会長 では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第2号農地法第5条の規定による転用許可申請について、採決を行います。

1番について、許可相当意見を付して県に進達することに賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

笠井会長 賛成全員です。

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について、1番、許可相当意見を付して県に進達することに可決します。

2番、3番については関連がありますので、一括して採決を行います。

許可相当意見を付して県に進達することに賛成の方は、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

笠井会長 賛成全員です。

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について、2番、3番、許可相当意見を付して県に進達することに可決します。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、高橋でございます。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について。

こちらにつきましては、1番から4番まで、全て地目は畑。

権利者は、鎌ヶ谷市道野辺本町 丁目 番号、〇〇〇〇、代表取締役、〇〇〇〇。

目的は、転用を伴う所有権移転（建売分譲住宅用地）でございます。

個別に異なる部分について読み上げます。

1番、富士字南園251番3、外3筆。

地籍、4筆合計で2,576平方メートル。

元土地所有者、鎌ヶ谷市軽井沢 番地、〇〇〇〇、鎌ヶ谷市軽井沢 番地、〇〇〇〇。

申請事由は、住宅棟数15棟から13棟に変更するものです。

2番、根字北口、1800番3。

地籍、3,553平方メートル。

元土地所有者、松戸市上本郷 番地、〇〇〇〇。

申請事由、住宅16棟から14棟に変更するものです。

3番、根字横谷津台1868番12、外1筆。

地籍、2筆合計で4,989平方メートル。

元土地所有者、白井市根 番地の、〇〇〇〇、白井市根 番地、〇〇〇〇。

申請事由、住宅26棟から25棟に変更するものです。

4番、根字二部山台1844番5、外5筆。

地籍、6筆合計で8,802平方メートル。

元土地所有者、白井市根 番地、〇〇〇〇、白井市富塚 番地、〇〇〇〇。

申請事由、住宅42棟から40棟に変更するものでございます。

以上でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

笠井会長 ありがとうございます。

次に、先般行われました事前審査会の班長より、審査内容の報告をお願いします。  
宇賀義則委員、お願いします。

宇賀義則委員 宇賀です。

議案第3号、1、2、3、4番について関連しておりますので、一括して報告させていただきます。

審査資料、6、7、8、9番をごらんください。

当日の出席者は、地権者、〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇さんの代理人で、〇〇〇〇の〇〇さんが出席されました。

なお、本案件は、平成26年の白井市農業委員会総会において、転用許可がそれぞれ承認可決済みです。

本案件が今回の申請に至った経緯ですが、建売分譲住宅を実施する上で各開発行為の現場単位での積算を行い、採算を考慮に入れ開発計画を立案しておりますが、平成26年の許可後に事業が進められる際に、同年7月の台風8号、8月の台風11号及び12号など、想定外の自然災害が続いたことにより、建築資材の調達が一部困難になったり、建築資材が高騰するといった事態が発生しました。

その結果、建築棟数を当初の予定より減らさざるを得なくなり、やむを得ずそれぞれ15棟から13棟、16棟から14棟、26棟から25棟、42棟から40棟と棟数を減らして住宅を完成させたわけですが、その後の県の農業事務所の指摘により、このたびの農地法第5条、許可後の計画変更承認の申請に至ったということです。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

ただいま、事前審査会の班長より審査内容の報告がございましたが、本案件は許可後の計画変更の承認申請ということで、地区担当員の方で補足説明はございません。

続いて、質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

笠井会長 では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第3号農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について、1番、2番、3番、4番関連がありますので、一括して採決を行います。

許可相当意見を付して県に進達することに賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

笠井会長 賛成全員です。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について、1番、2番、3番、4番、許可相当意見を付して県に進達することに可決します。

議案第4号 平成30年度第9次農用地利用集積計画の決定についてを議題といたし

ます。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、高橋でございます。

議案第4号 平成30年度第9次農用地利用集積計画の決定について。

白井市長より、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により別紙のとおり平成30年度第9次農用地利用集積計画（案）の協議がありましたので提出いたします。

平成31年1月8日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

5ページをごらんください。

市長からの協議文となります。

6ページをごらんください。

平成30年度第9次農用地利用集積計画一覧表（案）になります。

1番、富塚字沖224番1。

地目、田。

利用権設定面積、371平方メートル。

種類、賃貸借権。

内容、水稲。

期間、5年。

賃料、8,000円。

支払方法、直接持参。

利用権を設定する者、白井市富塚 番地 、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者、白井市富塚 番地の内 、〇〇〇〇。

経営面積、92アール、継続でございます。

2番、富塚字追堀1059番1、外2筆。

地目、畑。

利用権設定面積、3筆合計で2,874平方メートル。

種類、賃貸借権。

内容、畑作。

期間、5年。

賃料、3筆合計で3万3,000円。

支払方法、直接持参。

利用権を設定する者、白井市折立 番地の 、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者、白井市堀込 丁目 - - 、〇〇〇〇。

経営面積、87アール、継続でございます。

3番、白井字北ノ上254番7。

地目、畑。

利用権設定面積、6,611平方メートル。

種類、賃貸借権。

内容、畑作。

期間、3年。

賃料、10万円。

支払方法、直接持参。

利用権を設定する者、松戸市六高台 丁目 番 、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者、白井市白井 番地の 、〇〇〇〇代表理事、〇〇〇〇。

経営面積、125アール、継続でございます。

4番、神々廻字新駒172番1、外2筆。

地目、田。

利用権設定面積、3筆合計で908平方メートル。

種類、賃貸借権。

内容、畑作。

期間、10年。

賃料、3筆合計で1万円。

支払方法、口座払い。

利用権を設定する者、白井市木 番地、〇〇〇〇相続人代表、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者、白井市神々廻 番地、有限会社〇〇〇〇代表取締役、  
〇〇〇〇。

経営面積、91アール、新規でございます。

以上でございます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

笠井会長 ありがとうございます。

農用地利用集積計画の決定については、事前審査会の対象外でございますので、審査班長の報告はございません。

4番については、新規ですので、地区担当員の補足説明がございます。

最適化推進委員の齋藤和博委員、お願いします。

齋藤和博委員 推進委員の齋藤です。

〇〇〇〇というのは、長男が〇〇〇〇の取締役ということになっておりまして、今現在、中で多少の花をつくって、今ほかの田んぼ、旧自宅のところの田んぼに菓草を栽培しているということで、その面積を拡大したいということで、新たにここで賃貸借権を結びたいということです。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。  
続いて質疑に入ります。  
質疑のある方は、挙手をお願いします。  
川上委員。

川上 洋委員 これ、富塚の場合、継続になっているのですけれども、富塚の追堀というところがあるでしょう、継続になっている。

これは結構、変な木を植えてあって、草が生えていて、前には木の脇をずっとトラクターが入れたのだけれども、今度はなかなか入れないみたいで、ちょっと草が生えているんだよね。

で、やっている人に言うのだけれども、なかなかきれいに、周りはやって、中、何の実なのか何の木だかよくわからないのだ、変な実がなっていて。

それは前の人植えたので、今度の人じゃないと思うんだね。

だから、掃除してくれないと困るなどと思って、でも継続でやってあるから、ここで継続でときたから、またここをやっている人に、きれいにしてくれって言います。

笠井会長 木というのは、自然に生えた木じゃなくて、植えた木ですか。

川上 洋委員 はい。

笠井会長 何の。

川上 洋委員 わからない。

紫色のこのくらいの小さな実がなって、堅くて食べられない。

ほかの畑は、草生えると、うなってきれいしてあるのだけれども、多分、1059の1と2のほうだと思うんだ、きれいにしてあるのは、そっちは広いから。

1枚だけ、そうやって変な木を植えてあって、切ってしまえばいいなと思っているのだけれども、よそのものだから切れないしということです。

こういう場合、どうするの。

笠井会長 事務局、どうするの。

事務局 川上さんのほうで、指導をお願いしたいと思います。

川上 洋委員 はい、現場で。

笠井会長 川上さん、よろしくをお願いします。

質疑はよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

笠井会長 では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第4号平成30年度第9次農用地利用集積計画の決定について、採決を行います。

承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

笠井会長 賛成全員です。

議案第4号 平成30年度第9次農用地利用集積計画の決定について、承認することに決定します。

次に、報告事項に入らせていただきます。

事務局より説明をお願いします。

事務局

事務局、高橋でございます。

報告第1号 専決処分について。

下記のとおり、白井市農業委員会事務局規定第6条第6号及び第7号の規定により専決処分したので、これを報告いたします。

平成31年1月8日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

8ページをごらんください。専決処分書となります。

①番、農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内農地の所有権移転に伴う農地転用届出でございます。

②番、軽微な農地改良の届出でございます。

以上でございます。

続きまして、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について。

下記のとおり、農地法第18条第6項の規定による通知がありましたので報告いたします。

平成31年1月8日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

以上のとおり、合意解約でございます。

報告事項は以上でございます。

議題に戻っていただきまして、協議といたしまして、次回の事前審査会総会の日程について、お知らせいたします。

申請受付締め切りは、1月25日金曜日となります。

事前審査会が2月1日金曜日、こちらは第1班の担当となります。

午前9時から、本庁舎2階災害対策本部3で行います。

総会は、2月7日木曜日午後4時から、こちらも本庁舎2階災害対策本部3で行います。

報告事項は以上でございます。

笠井会長

本日の議案については、全て終わりました。

長時間にわたり、慎重なる審議ありがとうございました。

委員会会議の顛末を記録し署名捺印する。

白井市農業委員会会長

白井市農業委員会議事録署名人

白井市農業委員会議事録署名人